

委員会機能の充実について

【千葉市議会基本条例を踏まえた委員会機能の充実に向けた取組み(案)】

1 合議体としての特性を最大限に生かすための委員間討議の充実

【第2条・10条関係】

- 議会は、市長等の政策決定・事務執行に対する監視・評価する役割に加えて、合議体の特性を生かしながら自らが政策立案や提言を行える機能を有している。
- 意見・価値観の違いがあることが議会の良さであり、議会は少数意見も含めて議論ができる「熟議」の場であることを生かして、委員間討議を通じた検討を行なうことで、執行機関に対峙できる政策立案や提言につながる。

2 外部有識者等による専門的知見の活用

【第12条・21条関係】

- 執行機関からの現状の取組み等に関する聴取や先進事例の視察を踏まえ、委員間討議を通じて必要と判断した場合、地方自治法に基づく参考人・公聴人制度を活用することで、より重みのある政策の立案等が期待できる。
- 政策の検討に必要な市政の課題等の調査をより深いものとするため、学識経験者等に専門的事項に係る調査・研究を依頼し、その結果の報告等を受ける、地方自治法に基づく専門的知見の活用をすることも効果的と考える。

3 所管事務調査を通じた政策立案等

【第19条関係】

- 所管事務調査を通じた政策等の立案は、活動報告の作成に加えて政策提言・関係行政庁への意見書提出・委員会条例の提案などがあるが、十分な調査研究の結果に基づき、委員間討議等を踏まえ、その手法を判断する必要があり、その手順や手続きなどを具体化することも必要。
- 年間調査テーマに基づく所管事務調査は常任委員の任期である1年単位としているが、次年度以降も継続して調査を行なうべき事案の取扱いや、常任委員会以外で当該テーマを継続して調査研究する仕組みづくりの検討も必要。